

## ○南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例

平成18年1月1日  
条例第209号

(目的)

第1条 この条例は、南丹市八木農村環境公園(以下「公園」という。)周辺のすぐれた農村景観の形成のため必要な事項を定めて、建築等の規制を行い、快適で魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「景観形成」とは、良好な景観を保全し、及び創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、[建築基準法\(昭和25年法律第201号\)第2条第1号](#)に規定する建築物及び[同号](#)に規定する建築物以外の工作物で、規則で定めるものをいう。

3 この条例において「広告物」とは、[屋外広告物法\(昭和24年法律第189号\)第2条第1項](#)に規定する屋外広告物及び専らこれを掲出し、又は表示する工作物等をいう。

(規制区域)

第3条 [次の各号](#)に規定する区域(以下「規制区域」という。)内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置しようとするときは、市長の許可を得なければならない。

(1) 公園の敷地境界から300メートル以内の区域

(2) [前号](#)に規定する区域のほか、[第1条](#)の目的を達成するため、市長が必要と認める区域

(届出等)

第4条 規制区域内において建築物等を建築しようとする者は、次の行為を行う前に市長に届出書を提出しなければならない。

(1) [都市計画法\(昭和43年法律第100号\)第29条](#)の規定による開発行為の許可申請(2) [建築基準法第6条第1項](#)による確認の申請

2 市長は、[前項](#)の規定による届出書の提出があったときは、規則で定める農村景観の形成に係る基準に基づき審査を行い、許可の可否を当該届出者に通知しなければならない。

3 市長は、[前項](#)の規定による通知をしようとする場合においては、あらかじめ南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴かななければならない。

(適用の除外)

第5条 [次の各号](#)に規定する建築物等の建築、又は広告物等の設置については適用を除外することができる。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業

(2) その他市長が特に必要と認める事業

(計画の公開)

第6条 規制区域内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置しようとする者は、[第4条第1項](#)の規定による届出後速やかに当該計画の概要を記載した標識を、当該建築物の敷地内で公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

(要請)

第7条 市長は、[第3条](#)に規定する規制区域から更に200メートルの範囲内において建築物等を建築し、又は広告物等を設置する者に対し、農村景観の形成のために必要な要請を行うことができる。

2 市長は、[前項](#)の規定による要請をしようとするときは、南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴くことができる。

(違反者に対する措置)

第8条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、違反行為を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) [第3条](#)の規定に違反する者(2) [第4条第1項](#)の規定による届出をしない者

(聴聞)

第9条 市長は、[前条](#)の規定による命令をしようとするときは、意見陳述のための聴聞を行わなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、[この条例](#)の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又はその敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 [前項](#)の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった

ときは、これを関係者に掲示しなければならない。

(公表)

第11条 第8条の規定による市長の命令に違反した者及び次の各号のいずれかに該当する者は、その氏名を公表する。

- (1) 第4条第1項の規定による届出において、虚偽の届出をした者
  - (2) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者並びにその法人又は人に対しても前項の規定を適用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八木町農村景観形成に係る建築等規制条例(平成13年八木町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。